

議案第 8 5 号

スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、スポーツプラザ梅若の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
スポーツプラザ 梅若	東京都品川区東品川四丁目 1 0 番 1 号 コナミスポーツ&ライフ・セン トラルエンジニアリンググルー プ 代表者 株式会社コナミスポ ーツ&ライフ 代表取締役 田中 富美明	平成 2 6 年 4 月 1 日から 平成 3 1 年 3 月 3 1 日ま で

（提案理由）

スポーツプラザ梅若の指定管理者を指定する必要がある。